

# 国内における今後の郵政事業の 法的課題

---

弁護士 森 亮二

# 目次

---

## □ 法制度整備編

- 物流DX、物流構造改革への取り組み
- 配送用ドローンー共同開発・運用バイデザイン
- 地域社会への貢献

## □ 法令順守編

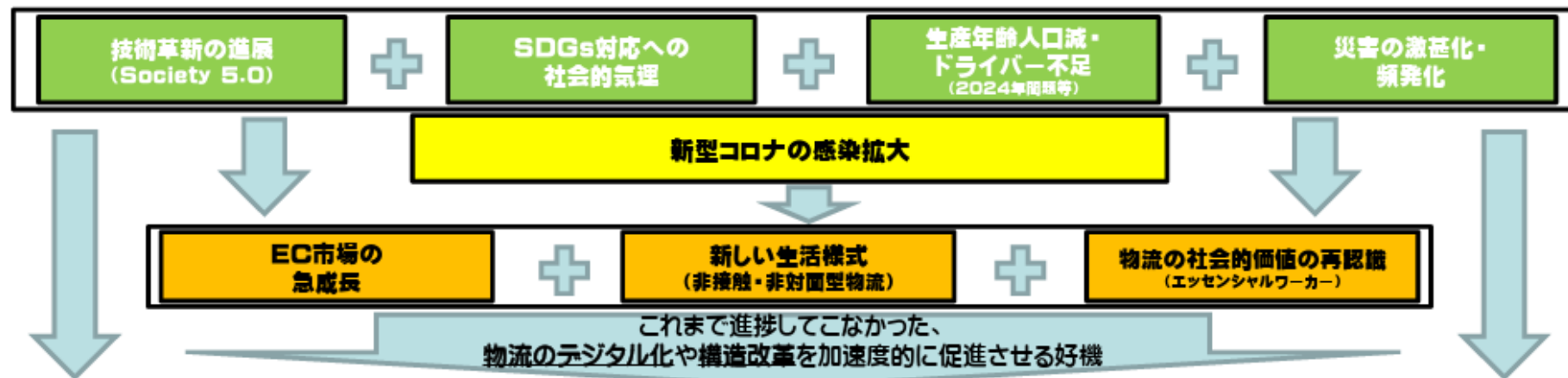
- プライバシー保護
- コンプライアンスに関する内部統制

# 法制度整備

# 物流DX、物流構造改革への取り組み

---

# 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)概要



新型コロナ流行による社会の劇的な変化もあいまって、我が国の物流が直面する課題は先鋭化・鮮明化

①物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化  
(簡素で滑らかな物流)

②労働力不足対策と物流構造改革の推進  
(担い手にやさしい物流)

- (1) 物流デジタル化の強力な推進
- (2) 労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組の推進(倉庫等の物流施設へのロボット等の導入支援等)
- (3) 物流標準化の取組の加速
- (4) 物流・商流データ基盤等
- (5) 高度物流人材の育成・確保

- (1) トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備
- (2) 内航海運の安定的輸送の確保に向けた取組の推進
- (3) 労働生産性の改善に向けた革新的な取組の推進
- (4) 農林水産物・食品等の流通合理化
- (5) 過疎地域におけるラストワンマイル配送の持続可能性の確保
- (6) 新たな労働力の確保に向けた対策
- (7) 物流に関する広報の強化

③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築  
(強くてしなやかな物流)

- (1) 感染症や大規模災害等有事においても機能する、強靱で持続可能な物流ネットワークの構築
- (2) 我が国産業の国際競争力や持続可能な成長に資する物流ネットワークの構築
- (3) 地球環境の持続可能性を確保するための物流ネットワークの構築(カーボンニュートラルの実現等)

# 1: 物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流)

## (1) 物流デジタル化の強力な推進

手続書面の電子化の徹底、サイバーポートの推進による港湾物流の生産性向上、データ基盤の整備、特殊車両通行手続の迅速化、ICTを活用した点呼の推進 等

- ICTを活用した点呼の推進
- 特殊車両通行手続の迅速化 (※)

現状：原則対面  
 運転者  
 運行管理者

ICT活用

遠隔点呼

自動点呼  
ロボット等  
点呼支援機器

点呼

サイバーポートの推進による  
港湾物流の生産性向上

民間事業者間の港湾物流手続を電子化

<主なKPI>  
 ・サイバーポート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数【約650者(2025年度)】

<主なKPI> (1: 物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流))  
 ・物流業務の自動化・機械化やデジタル化に向けた取組に着手している物流事業者の割合【100%(2025年度)】  
 ・物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現している物流事業者\*の割合【70%(2025年度)】  
 (\*物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。)  
 ・物流業務の自動化・機械化やデジタル化に向けて、荷主と連携した取組を行っている物流事業者の割合【50%(2025年度)】

## (2) 労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組の推進

倉庫等の物流施設へのロボット等の導入支援、  
 隊列走行・自動運転の実現に向けた取組の推進 等

- サプライチェーン全体の最適化を見据えたデジタル化



- 倉庫等の物流施設における自動化・機械化



- トラック隊列走行/自動化



### ■ 自動運航船

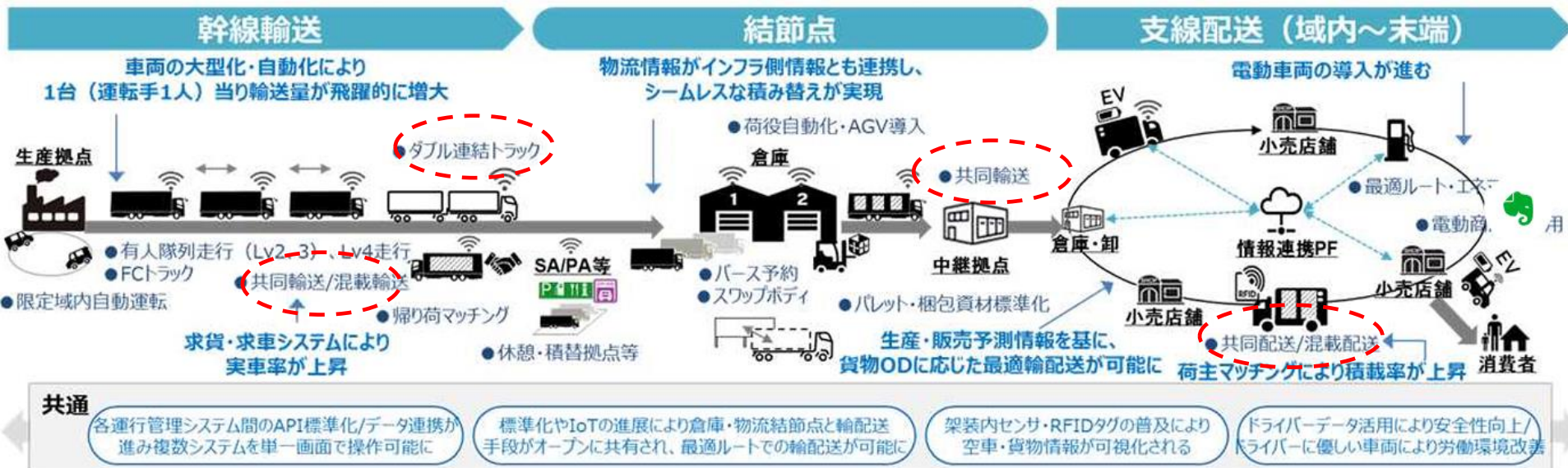
<主なKPI>  
 ・物流総合効率化法による総合効率化計画の認定件数(輸送網の集約等)  
 【141件(2020年度)→330件(2025年度)】





# ■ 物流MaaS (※2) の推進

(※2) 複数の商用車メーカーのトラック車両データを共通的な仕組みで連携させ協調して取り組むべき課題に活用する等、物流分野における新しいモビリティサービス





# 配送用ドローン : 共同開発・運用バイデザイン

Joint Development/Operation by Design

走行型を想定しています。

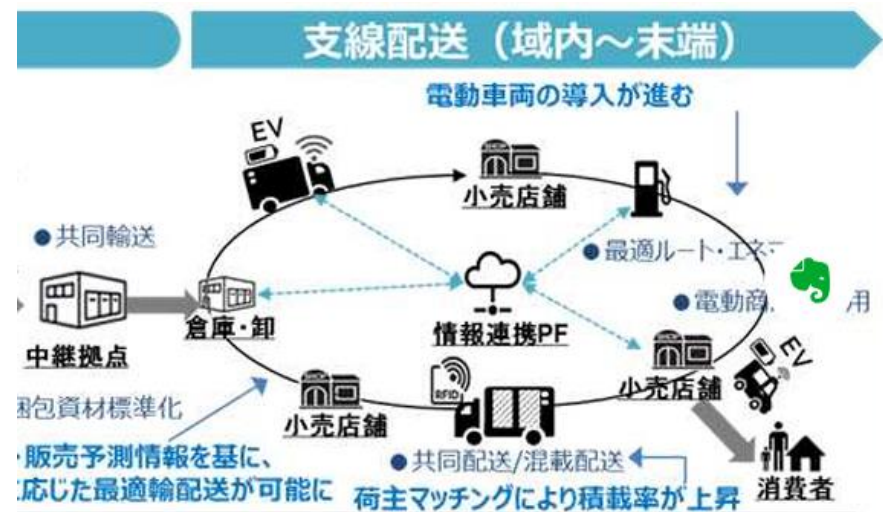


## 共同開発・運用の必要性

- 問題は、トラック等と同じ(むしろそれ以上)。
  - 個々の独自開発を避けたコストの節約
  - 限られた運用リソース(e.g.ドローン走行用指定道路)の共用
- 共同開発については、電動車いすとの連携も模索すべき。

### □ バイデザイン

- 限られたリソースからして、さきほどの物流Maasと同じように混載等による効率化の要請は必ず出てくるので、最初から共同運用前提で進めることが効率的。



# コミュニティへの参加

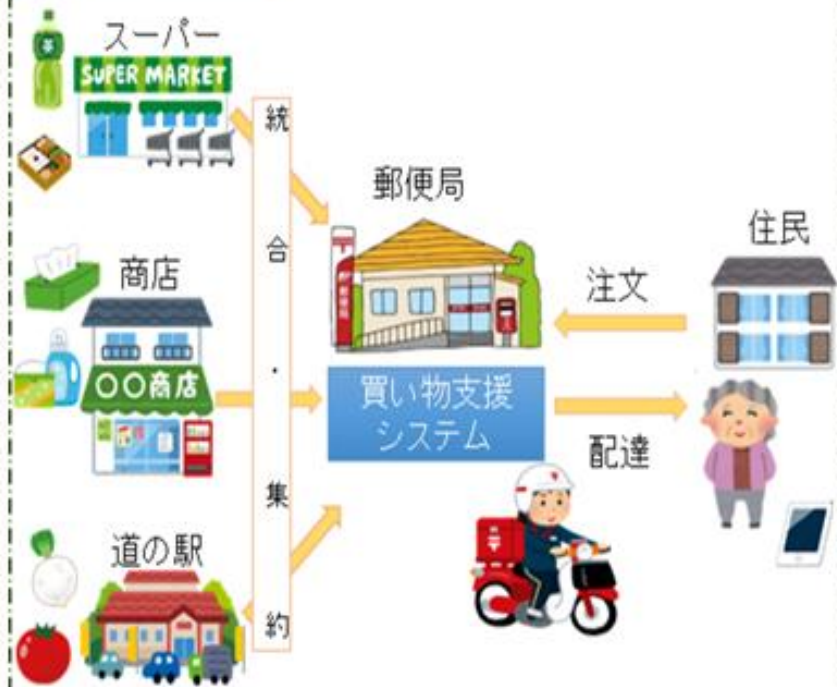
---

「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」  
について

令和4年10月14日  
総務省郵政行政部

# 様々な連携の可能性の調査

## 買い物支援



## 児童・高齢者の見守り



## 自治体の窓口事務の受託



行政サービスの  
補完

暮らしの安心  
・安全のサポート

住民生活の  
サポート

まちづくりの  
サポート



# 「行き過ぎたEC化」とは

---

## 1. 物流と配送の課題:

- EC化率の増加に伴い、商品の発送と配送の需要が増加。物流インフラの整備や効率的な配送システムの構築が求められる。
- 配送遅延や商品の破損、返品処理の問題など、物流に関連する課題が増加。

## 2. 実店舗の衰退:

- EC化率の増加により、実店舗の来客数が減少する可能性大。これにより、地域の商業活性化や雇用の減少が懸念される。

## 3. 環境への影響:

- EC化に伴う物流や包装の増加は、環境に対する負荷を増大させる。持続可能な物流と環境配慮型の包装が求められる。

## 「行き過ぎたEC化」を織り込んだ参加

---

- スーパーや商店がさらに減少した状態でのコミュニティ参加はどのようなものか。
- お祭り、消防団などは難しいか。
- 過疎地対策(不十分なインフラの補完機能)、高齢化対策としての位置づけ
- スマホ教室(高齢者向け)や納税相談など、市民向けのサービスを考えてもいいか？

# 法令順守

---

# プライバシー保護

---

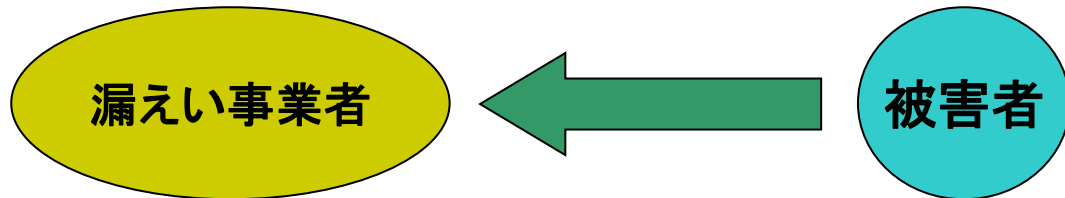
# データの転用に求められるオプトイン

---

- 旧事業で利用していた利用者データを新事業で利用する場合、原則として本人による同意(オプトイン)が求められる。
- 従来、事業目的として特定されていなかった新事業については、利用目的の変更を伴うため、個人情報保護法上、同意が必要(17条2項)
- 従来、事業目的として特定されていた新事業についても、郵便等のサービスに利用していた利用者データについては、利用者は選択の余地なく郵便事業に供していたものであるから、転用については、同意を取得することが適切。
- プライバシー侵害回避の観点から同意取得を求められることもある(後述)。



# 取得型のプライバシー侵害



## <プライバシー侵害とは>

- 一般的には、公表されたくないことを公表されない権利  
↓
- そのため通常は、プライバシー侵害は「公表型」  
↓
- モデル小説、写真週刊誌・・・等の事件多数。  
↓
- もっとも、情報の「取得」がプライバシー侵害になることもある。現在重要なのは、こちら。

不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条）

差止請求（条文なし）

# 「取得型」の裁判例

## 私人による情報取得

- 会社による所持品検査
- コンビニの防犯カメラ
- 調査会社を通じた情報収集
- 従業員DBの作成

## 公権力による情報取得

- 在留外国人指紋押捺制度
- 捜査機関による写真・ビデオ撮影
- Nシステム ⇒ 末尾に添付
- 住基ネット
- マイナンバー

違法性の基準としてしばしば使われるのは、以下の要素の総合判断

- ①取得する情報の性質
- ②取得・利用の必要性・目的
- ③取得・利用の方法・態様
- ④その後の安全管理のレベル

# IDとプライバシー

- IDについても、取得型のプライバシー侵害の考え方と同じように考えることができる。

違法性の基準としてしばしば使われるのは、以下の要素の総合判断

- ①取得する情報の性質
- ②取得・利用の必要性・目的
- ③取得・利用の方法・態様
- ④その後の安全管理のレベル

- 大量の情報を名寄せするIDは、名寄せされた大量の情報からその人について様々なことが分かるため、プライバシー侵害を招きやすい。正当化のためには、必要性が高いことなどが求められる。
- 一意性(人と1対1対応)、悉皆性(全員に付番されていること)、不変性(変更されないこと)、共用性(共有される可能性があること)は、いずれもプライバシー侵害のおそれを高める要素。

# 住基ネット事件

---

## <事件概要>

2002年8月の住基ネット稼働以降、自己情報コントロール権の侵害等を理由として、全国各地の裁判所に多数の裁判が提訴され、その大多数は住民が敗訴したが、2006年の大阪高裁判決（大阪高判平成18年11月30日）は住民の請求を認容し、住基ネットの違憲性を認めた。その後、2008年の最高裁（最判平成20年3月6日）は原審の結論を否定して原告住民の請求を棄却した。

大阪高判H18.11.30

## <裁判所の判断>

「行政機関において、住民個々人の個人情報住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あるものと認められる」として、原告住民による住民票コードの削除請求を認めた。 22

# 住基ネット事件

最判H20.03.06

## < 裁判所の判断 >

- 名寄せのリスクについて以下のとおり高裁判決に反論
  - ① システム上、住民票コード等の**本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっている**というような事情はない
  - ② **データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となる。データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象。**
  - ③ 本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる**個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない**
  
- 以上に照らせば、住基ネットの運用によって原審がというような具体的な危険が生じているとはいえない。 ⇒ 合憲
  
- ☞ ①～③のような名寄せのリスク低減がなければ、違憲になり得た事案といえるのでは。
- ☞ ちなみに、法律に基づいて行われることなので法律の違憲性が問われているが、民間事業者の場合には、違法性が問われることになる。



# コンプライアンス体制の確立

---

ご清聴ありがとうございました。

---

# Nシステムとは

- 正式名称は、「自動車ナンバー自動読み取り装置」
- 警察が設置する、走行中の自動車のナンバープレートを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。手配車両の追跡に用いられ、犯罪捜査の重大な手がかりとなることもある。通称は「Nシステム」(Wikipediaより)
- オービス(速度違反自動取締装置)とは違う。



# Nシステム事件①

## ◆ Nシステム事件(東京地判平成13年2月6日)・・・初期のもの

### 【違法性の判断基準】

- ① 取得、保有、利用される情報が個人の思想、信条、品行等に関わるかなどの**情報の性質**、
- ② 情報を取得、保有、利用する**目的**が正当なものであるか、
- ③ 情報の取得、保有、利用の**方法**が正当なものであるかなどを**総合して判断**すべき

### 【あてはめ】

#### <①情報の性質>

「特定のナンバーの車両がNシステム端末の設置された公道上の特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報にとどまるものであり」車両走行時にナンバープレートを取り付け義務があることも考慮すれば、特に秘匿性が高いものではない。

## Nシステム事件②

### <①情報の性質> (続き)

「しかし、他方、このような車両を用いた移動に関する情報が大量かつ緊密に集積されると、車両の運転者である個人の行動等を一定程度推認する手がかりとなり得ることは否定できない。また、仮に、Nシステムの端末が道路上の至る所に張りめぐらされ、そこから得られる大量の情報が集積、保存されるような事態が生じれば、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報となり、原告らの主張するような国民の行動に対する監視の問題すら生じ得るという点で、Nシステムによって得られる情報が、目的や方法の如何を一切問わず収集の許される情報とはいえないことも明らかである」

### <②目的>

(a)自動車犯罪における逃走車両の捕捉と犯人の検挙、(b)盗難車両の捕捉と犯人の検挙が目的であるから、正当

## Nシステム事件③

### <③方法>

#### □ 取得・保有:

ナンバープレート情報が一定期間は保存されるがその後は消去され、長期間にわたって大量に集積される仕組みになっていないとし、また、Nシステム端末は全国の500か所以上に分散して設置されているが、これらが②の目的を逸脱して、国民の私生活上の行動に対する監視が問題となる態様で緊密に張りめぐらされているような事実は認められないとした。

#### □ 利用:

ナンバープレート情報が②の目的を逸脱して、国民の私生活上の行動を把握するためなどに利用されているとは認められない。



以上の総合判断により、プライバシー侵害を否定